

# 北広島町地球温暖化対策実行計画 <北広島町ゼロカーボンタウン推進計画> 概要版

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスの影響により地球全体の温度が上昇する現象で、進行すれば、自然災害の激甚化・頻発化、気象不安による農作物の不作や熱帯性の感染症リスク、生物多様性の喪失など、生存基盤を脅かすことが懸念されます。

2015年に採択された「パリ協定」や2018年の政府間パネルを受け、気温上昇を抑えるために2050年頃には二酸化炭素排出量をゼロにする事が世界共通の長期目標となりました。国では2020年に、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

### 2. 計画策定の趣旨

本町においても、8月の平均気温が過去40年間で1.8℃上昇し、集中豪雨の増加による土砂災害や浸水害も過去5年連続で発生するなど、その影響を実感する機会が増えてきました。

そのため、2022年8月に「ゼロカーボンタウン宣言」を行い、実現に向けて住民、事業者等と協働して取り組むための実行計画として、本計画を策定します。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、第2次北広島町長期総合計画で整理された目標及び施策を環境・エネルギーの分野から推進するための計画で、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条及び第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画」の「区域施策編」及び「事務事業編」とします。

### 4. 計画の対象範囲

- ・対象区域・・・区域施策編は町全体  
事務事業編は町役場の全ての事業
- ・対象とする温室効果ガス・・・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

### 5. 計画の期間

2023年度から2030年度の8年間

## 第2章 めざすべき将来像

### 1. めざすべき将来像

町民憲章の「自然の恵みを大切に、生かし、美しく住みよい町をつくりまします」という思いを大切に、先代の人々の、身近な自然からエネルギーや食糧を得る知恵や技術を、今の暮らしに合わせて取り入れ、より豊かで持続可能な町をめざします。

## ゼロカーボンタウンの実現に向けて



### 2. 将来像に向けた方針

本町は、古くから農耕が営まれ、里山は、木材の供給源となるだけでなく、多様な生物が息づき、春の山菜や秋のきのこ、ササユリなど四季折々に咲く花、山々には落葉広葉樹林が広がり、国定公園にも指定されています。これらの人と自然が織りなす景観や生物多様性は、北広島町に住む私たちの誇りともいえる財産となっています。

今般、カーボンニュートラルの取組を進めるにあたって、これらの文化的景観や生物多様性を損なわないことを前提に、「エネルギーの地産地消」を柱とする取組の基本方針を定めます。

### <取組の基本方針>

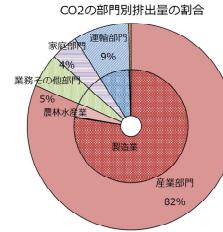
- (1) 省エネルギー社会の推進
- (2) 小さなエネルギー生産工場の整備
- (3) 森林の適正管理



## 第3章 区域施策編（町域）

### 1. 町域における二酸化炭素排出状況

本町における2019年度の二酸化炭素排出量は570千t-CO<sub>2</sub>で、ものづくり企業（製造業）からの排出量が突出しており、人口同等規模の自治体と比較するとおよそ3倍となっています。



### 2. 町域における削減目標

#### <計画期間の目標>

2030年度までに町域の温室効果ガス排出量を2013年度比で **68%削減** します

#### <長期的な目標>

2050年度までに町域の温室効果ガス排出量を **実質ゼロ** とします

### 3. 目標達成に向けた考え方

基準年度排出量から、①現状の温室効果ガス排出削減対策を実施した場合の将来推計結果（現状すう勢）をもとに、②国や県が計画・実施する施策の実施規模に基づいて温室効果ガス排出削減対策を実施した場合の削減量（削減ポテンシャル）を算出し、③さらに、町が独自に実施する取組の削減量を加えて全体の削減量を設定します。また、④本町面積の8割以上を占める森林を適正に管理することによる吸収量を見込みます。以上を合計した値で基準年度比68%削減の達成を目指します。

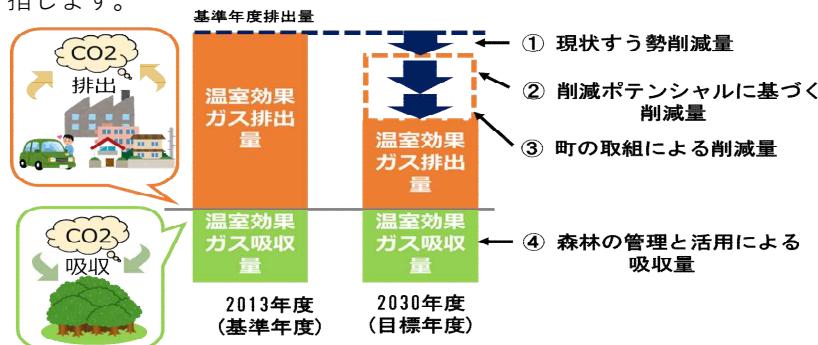


図 目標達成に向けた二酸化炭素の排出削減量と吸収量の考え方

## 4. 基本施策の取組

長期総合計画に定める方向性や施策に合わせて取り組みます。

### <北広島町第2次長期総合計画に定める施策>

- 施策分野Ⅰ 活力ある産業の創造と成長
- 施策分野Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくり
- 施策分野Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出
- 施策分野Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化
- 施策分野Ⅴ 住民のための行政運営

### ■基本施策1 省エネルギー社会の推進

- ①日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進
- ②省エネルギー建物・設備等の普及
- ③移動に伴う排出削減の取組

### ■基本施策2 小さなエネルギー生産工場の整備

- ①再生可能エネルギーの導入促進
- ②再生可能エネルギーの利活用促進

### ■基本施策3 森林の適正管理の推進

- ①森林保全の推進
- ②森林保全の担い手確保
- ③町産材の活用促進
- ④J-クレジット制度の利用促進

### ■基本施策4 循環型社会の形成

- ①一般系（家庭）ごみの減量化・資源化の推進
- ②事業系ごみの減量化・資源化の推進

### ■その他の取組

- ①環境教育の推進
- ②他自治体・企業との連携
- ③農産物の付加価値を高める取組の推進
- ④2050年ゼロカーボンタウン実現に向けた条例の整備

## 第4章 事務事業編（町役場）

### 1. 本計画期間での温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2018年度）比で50%削減することを目標とします。

### 2. 削減に向けた取組

- ・省エネ、省エネルギー対策の推進
- ・環境に配慮した物品等の購入や使用
- ・職員の環境保全意識の向上
- ・施設管理における取組
- ・廃棄物排出量の削減とリサイクルの推進

項目	基準年度（2018年度）	目標年度（2030年度）	長期目標（2050年度）
温室効果ガスの排出量	7,879 t-CO <sub>2</sub>	3,940 t-CO <sub>2</sub>	0
削減率		50%	100%

## 第5章 計画の推進体制・進行管理

### 1. 推進体制

- ・町長をトップとする横断的な庁内体制を構築・運営
- ・庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築

### 2. 進行管理

- ・区域の温室効果ガス排出量について把握する（毎年）
- ・計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施
- ・個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施
- ・本計画に基づく施策の実施の状況を公表